11章　売買・継続的取引・製造委託　　第Ⅳ部　類型

製造委託と取適法

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　問題の所在：自社の取引は取適法の対象か

取引基本契約で部品や商品を買う取引のうち、一定のものには取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律。旧下請法）が適用されます。適用される取引では、支払期日、返品、有償支給品の代金の決済、代金の決め方などが法律で縛られ、取引基本契約の条項もそれに合わせなければなりません。

本稿は、売買・製造委託の取引基本契約の条項が取適法にどう縛られるかを扱います。取適法の制度の全体（適用範囲、4つの義務、禁止行為の一覧）は、別稿「取適法（旧下請法）の適用範囲と4つの義務・11の禁止行為」が扱います。

二　制度の枠組み（要点のみ）

1　製造委託の定義

「製造委託」とは、事業者が業として行う販売や業として請け負う製造の目的物である物品、その半製品・部品・附属品・原材料、それらの製造に専ら用いる金型・木型などの型や治具などの製造を、他の事業者に委託することなどをいいます（注1）。

ここでいう「委託」とは、物品等の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造を依頼することです。そのため、規格品・標準品を購入することは原則として「委託」に当たりませんが、規格品・標準品でも、その一部でも自社向けの加工などをさせる場合は該当します（注2）。製造設備を持たない商社や小売業者がプライベート・ブランド商品の製造を依頼することも該当し、請負か売買かといった契約上の形態は問いません（注2）。

取適法の適用を分けるのは、契約書の表題が「売買」か「製造委託」かではなく、仕様を指定して作らせているかどうかです。

2　資本金・従業員数による適用の切り分け

製造委託では、資本金3億円を超える法人が個人または資本金3億円以下の法人に委託する場合、資本金1千万円を超え3億円以下の法人が個人または資本金1千万円以下の法人に委託する場合に、委託する側が「委託事業者」、受ける側が「中小受託事業者」になります（注3）。2026年1月1日施行の改正で、常時使用する従業員300人を超える法人が、従業員300人以下の個人または法人に製造委託をする場合も加わりました（注3）。従業員基準の追加は、令和7年の改正（令和8年1月1日施行）の主な改正内容の一つです（注4）。

3　4つの義務のうち、契約書にかかわるもの

委託事業者には、発注内容等の明示（4条）、支払期日を定める義務（3条）、書類等の作成・保存（7条）、遅延利息の支払（6条）の4つの義務があります（注5）。このうち、取引基本契約の条項に直接かかわるのは、発注内容の明示と支払期日です。

三　契約実務への還元

1　発注内容の明示を、基本契約で兼ねられるか

委託事業者は、製造委託をしたら直ちに、給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法その他の事項を、書面または電磁的方法で中小受託事業者に明示しなければなりません（注6）。明示は原則として発注の都度必要ですが、支払方法や検査期間のように一定期間共通する事項は、あらかじめ書面等で明示しておけば、その期間内は発注の都度明示しなくてよいとされます（注7）。その場合は、発注の都度、「代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」ことなどを明示して、共通事項との関連を明らかにしなければならず、共通事項の明示には有効期間も明記する必要があります（注7）。

取引基本契約は、共通事項の明示として使えますが、それだけで発注ごとの明示を省けるわけではありません。個別の注文書に、品名・数量・単価・納期・受領場所などと、基本契約を参照する旨を書いておきます。個別契約の成立の書き方は、別稿「個別契約の成立要件：発注書と注文請書」で扱いました。

2　支払期日60日という制約

代金の支払期日は、検査をするかどうかを問わず、給付を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で定めなければなりません（注8）。月単位の締切制度では「受領後60日以内」は「受領後2か月以内」として運用されていますが、検収を締めの基準にする場合は、検査に要する期間を見込んだ支払制度にする必要があります（注9）。取引基本契約の支払条項の書き方は、別稿「代金の定め方・支払方法」で扱いました。

3　有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

有償支給した原材料等の対価を、それを用いた給付の代金の支払期日より早い時期に、代金から控除したり支払わせたりすることは禁止されています（注10）。支給品の条項は、別稿「支給品・貸与品」で扱いました。

4　受領拒否・返品・買いたたき

返品は、取引基本契約で定めた契約不適合責任の期間より短く縛られることがあります。中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、給付を受領した後に引き取らせること（返品）は禁止されています（注11）。給付の内容が委託内容と異なるなどの理由で返品できるのは、受領後速やかに引き取らせる場合などに限られます。直ちに発見できない不適合であっても、受領後6か月（委託事業者が一般消費者に6か月を超える保証期間を定めている場合は、それに応じて最長1年）を経過した場合は、返品は認められません（注12）。検査を省略する場合や、自社で検査をせず中小受託事業者に文書で委任してもいない場合も、返品は認められません（注12）。

取引基本契約で「検収後1年以内に発見された不適合は返品・交換できる」と定めていても、取適法が適用される取引では、返品の部分はこの枠の中でしか使えません。検査の方法を基本契約で決め、自社で受入検査をするのか、中小受託事業者に文書で委任するのかをはっきりさせておくことが、返品の可否を分けます。

このほか、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに給付の受領を拒むこと、通常支払われる対価に比べて著しく低い代金の額を不当に定めること（買いたたき）も禁止されています（注13）。費用の変動などで中小受託事業者が代金の額の協議を求めたのに協議に応じず、一方的に代金を決めることも禁止されています（注14）。

基本契約の条項	取適法による縛り
個別契約の成立・注文書	発注ごとの明示。共通事項は有効期間を明記して関連づける
検収・支払	受領日から60日（2か月）以内の支払期日。検収期間を見込む
有償支給	支給品を用いた製品の代金より早く決済しない
契約不適合・返品	直ちに発見できる不適合は受領後速やかに返品。直ちに発見できない不適合は受領後6か月（一般消費者への保証がある場合は最長1年）まで。検査を省略すると返品できない
価格改定	協議の求めに応じ、必要な説明をする

本稿で扱わなかったこと

役務提供委託・情報成果物作成委託と取適法の関係は、業務委託の章の別稿「業務委託契約の条項が取適法のどの禁止行為に触れるか」が扱います。

参考文献等

（注1）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律2条1項
（注2）公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」（令和7年11月）6頁
（注3）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律2条8項・9項
（注4）前掲注2・1頁
（注5）前掲注2・36頁
（注6）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律4条1項
（注7）前掲注2・37頁・128頁（書式例4の注）
（注8）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律3条1項
（注9）前掲注2・62頁
（注10）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律5条2項1号
（注11）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律5条1項4号
（注12）前掲注2・81〜84頁
（注13）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律5条1項1号・5号
（注14）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律5条2項4号

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/seizo-itaku-toriteki-ho/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「製造委託と取適法」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）
本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。